

訪問入浴サービス事業

《訪問入浴サービス事業とは》

訪問入浴車が申請された方の自宅に行き、入浴サービスの提供をしています。

《利用できる人》

市内に居住する在宅の身体障がい者で、身体の状態や自宅の入浴設備の状態等により、訪問入浴車でなければ入浴が困難な人が利用できます。

ただし、介護保険制度によるサービスを受けることができる場合は、そちらが優先となります。

《利用の手続き》

- ① 市役所に訪問入浴サービス事業について相談をします。その際に、利用する方の身体状況や介護者の状況等をお聞きします。
状況などを確認した上で、申請書を記入してもらいます。



- ② 申請書提出後、『サービス利用確認書』を市役所から送付します。『サービス利用確認書』が届きましたら、申請された方から訪問入浴サービス提供事業所へと利用契約を行い、サービスを利用してください。

《利用者の負担》

所得に応じて下記のとおり、利用者負担が発生します。また利用料金については介護保険制度と同じ額です。

課税世帯

利用額の一割を負担

非課税世帯

利用者負担はありません。